

東浅川保健福祉センターの施設使用料金が変わります！

いつも東浅川保健福祉センターをご利用いただきありがとうございます。

令和 9 年(2027 年)4 月 1 日より東浅川保健福祉センターの施設使用料金が

受益者負担の観点から以下のとおり変わります。施設ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

種別	時間区分	現料金(円)	改定後料金(円)
第1集会室	午前 9:00~11:45	500	700
第2集会室		500	750
第3集会室	午後A 12:00~14:45	500	750
第4集会室		900	1,300
第5集会室	午後B 15:00~17:45	1,700	2,400
第6・7集会室		1,600	2,400
体育室全面	夜間 18:15~21:00	3,200	3,900
体育室2／3面		2,000	2,600
体育室1／2面	※全ての時間区分 は同一料金	1,600	1,900
体育室1／3面		1,000	1,300
室内プール(大人・1時間)		200	300
室内プール(こども・1時間)		70	100
室内プール (大人・回数券(11回分))		2,000	3,000
室内プール (こども・回数券(11回分))		700	1,000

※ 回数券を含めて各種使用料を改正前にお支払いいただいても、改正後にご利用の場合は別途差額をお支払いいただきますのでご承知おきください。

例)回数券(大人)2000 円 11 回分をご使用の場合、「回数券 1 枚(200 円分)+100 円」での利用となります。回数券 3 枚で 2 時間のような利用はできません。

【八王子市から大切なお知らせ】



手数料・使用料が変わります

税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方を明確にし、公平性と透明性を高めるために策定した「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、適正価格と現行価格に差がある使用料・手数料について料金を改定します。

1 実施目的

公共施設の維持管理や行政サービスの提供には、使用料・手数料に加え、市民の皆様からの税金が充てられています。今回の改定は、利用者と非利用者との負担の公平性を確保し、将来にわたり行政サービスを持続できるよう、サービスに必要な費用を利用者に適切に負担していただくために行うものです。

改定の背景とポイント

物価高騰によるコスト増



負担の公平性の確保



持続可能な行政サービスの提供



2 料金改定の対象及び時期

システム改修や周知期間を設けるため、以下の時期に改定します。

料金改定時期	対象
令和8年5月	高尾山麓駐車場
令和8年7月	住民票の写しの交付手数料、納税証明手数料、認可地縁団体証明手数料、自転車等の撤去保管手数料など
令和9年4月	市民センター、長房ふれあい館、J:COM ホール八王子、南大沢文化会館、学園都市センター、夢美術館、市民集会所、八王子市斎場、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、夕やけ小やけふれあいの里、高尾599 ミュージアム、北野環境学習センター、長池公園自然館、高尾駒木野庭園、富士森体育館、甲の原体育館、西寺方グラウンド、陵南プール、エスフォルタアリーナ八王子、富士森公園、北野公園、上柚木公園、大塚公園、戸吹スポーツ公園、生涯学習センター（分館含む）